

介護に携わる人の応援マガジン

月刊 介護保険

2015 **10**
vol. 236

特集

生涯活躍のまち(日本版CCRC) 構想の可能性

— めざすのは“要介護にしない”ビジネスモデル —

現地ルポ—自治体編

身体機能の改善を生活に還元
三重県桑名市の取り組み

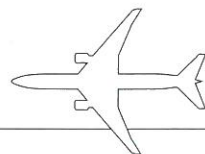
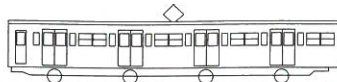
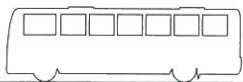
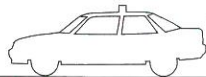
現地ルポ—事業者編

「生きる意欲」を
引き出す高齢者住宅
サービス付き高齢者向け住宅「銀木犀〈市川〉」
(千葉県市川市)

レポート

身近なコンビニが介護の拠点に
介護拠点併設型コンビニ「ケアローソン」





第31回

街へ出よう!

介護予防・日常生活支援総合事業編

地域のサービス内容を理解し 暮らしを自衛する

運転免許の更新にいった母親が、しょげて帰ってきました。

視力があと0.1足りずに、更新ができなかったというのです。喜寿を迎える父親と2人、田舎で暮らしているの、日常生活に車は欠かせません。運転は、自宅から半径3kmくらいの生活圏を、買い物や通院のために移動するのに必須です。見通しの悪くなる夕方や夜間、雨の日などは運転せず、最近では友だちの家に車で行っても、友だちは乗せないという方針を決めているようで、「自衛する老後」を地でいくような運転ぶりでした。

視力検査の前に行われた実技講習では、「年齢の割に上手い」と指導員から褒められたそうで、気分が盛り上がっていただけにショックも大きかったのでしょう。

高齢ドライバーの運転事故が増え続けるなかで、免許更新時には70歳以上を対象とした特別な講習が行われるようになりました。

高齢者講習は、ビデオやテキストを使った30分の講義のほかに、動体視力や夜間視力の測定、実際に車を運転して指導員の助言を受けるといふ3つのカリキュラムをクリアしなければなりません。

さらに75歳を超えると、高齢者講習の前に、いわゆる認知機能検査である講習予備検査が加わります。検査では、①日付けや曜日を答える「時間の見当識」、②イラストの描かれたボードを用いる「手がかり再生」、③時計の文字盤に針を描く「時計描画」の3つで、記憶力や判断力を判定します。

検査の結果、認知機能の低下がみられ、一定の期間に信号無視や道路の逆走などの交通違反をした場合には、医師の診断を受けなければならない、認知症と診断されれば免許が停止か取り消しとなってしまいます。また、平成29年6月までには、認知機能の低下がみられた人全員に、医師の診断が義務化されることが決まっています。

しかし、それでは母のような高齢者は困るので、それを補うために位置づけられたのが外出支援サービスです。ただ、介護保険の延長線としての外出支援サービスの定義は、①公共交通機関の利用が困難な、65歳以上の自宅で暮らす要支援・要介護者、②病院や福祉施設に通うこと、あるいは役所での手続きなどを目的とする、③福祉仕様などの専用車を使用、となっています。

つまり、日常生活の困りごとを移動面から支え、地域での暮らしの利便性を図るというもので、介護予防と一体で、新しい総合事業として市町村に権限が移譲されました。そこで、これからは地域によって、さきほどの定義に当てはまらない人へのサービスも行うなど、内容や対象者が異なることも出てくるでしょう。社会福祉の点からは疑問に感じることもありますが、まずは自分の住む地域のルールをよく知ることが、高齢であるか否かにかかわらず、予防によって暮らしを自衛するうえでも必要だと思います。

「眼鏡をつくり変えたら、免許がとれたよ」と母から元気な報告があり、ホッとしています。



NPO法人
日本トラベルヘルパー協会
理事長 篠塚 恭一

PROFILE しづか・きょういち

株式会社SPIあ・える倶楽部代表取締役。
平成18年にNPO法人日本トラベルヘルパー
(外出支援専門員)協会を設立。